

聖隷クリストファー大学コンピュータ教室利用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、聖隷クリストファー大学内の 1602 コンピュータ教室 1 及び 2501 コンピュータ教室 2 (以下、「コンピュータ教室」という)を、学生が利用するために必要なことを定める。

(利用資格)

第 2 条 コンピュータ教室を授業以外に利用することができるのは、教職員・大学および専門学校の学生で、コンピュータ教室利用のための倫理講習ならびにオリエンテーションを受講し、利用許可を得た者とする。

(利用の優先順位)

第 3 条 コンピュータ教室利用の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 授業
 - (2) 学生ならびに教職員への講習会、オリエンテーション等
 - (3) 授業の事前・事後学習、課題・論文・レポート作成等学習のための利用
 - (4) 電子メール、インターネット等の課外利用
2. 前項に定めるもののほか優先順位については、必要の都度情報化推進委員会が決定する。

(利用日・時間)

第 4 条 コンピュータ教室の利用時間は、以下のとおりとする。

平日	8:30 から 21:00 まで
土曜日	9:00 から 17:00 まで

2. 日曜日、国民の祝日及び聖隷クリストファー大学創立記念日は利用できない。
3. 前項のほか行事日、夏期・冬期・春期休業中の特定の期間、情報ネットワークシステムの保守・点検、システム更新作業等のため利用できない日・時間についてはその都度連絡する。

(利用上の注意事項)

第 5 条 コンピュータ教室及び教室内の機器類は以下のことを遵守して利用する。

- (1) 喫煙及び飲食物の持ち込みをしない。
- (2) 機器類は乱暴に扱わない。
- (3) 静粛にし、他の利用者の迷惑になる行為は慎む。
- (4) 順番待ちの利用者がいる場合は、譲り合って使用する。
- (5) パスワードやデータの管理は各自で行う。
- (6) 使用する機器類の電源は各自で入れ、終了時には切る。
- (7) 使用中機器類にトラブルが発生した場合は、すみやかに ICT センター職員へ連絡する。理・統計学科目教員へ連絡する。
- (8) 教室内の設備・備品を破損もしくは故障させた場合は、すみやかに ICT センター職員に届け出て、その指示に従う。
- (9) 教室内最後の使用者となった場合は責任をもって消灯し、冷暖房のスイッチを切る。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、聖隷学園情報化推進委員会で検討の上執行役員会が決定する。

附則 この規程は 1998 年 10 月 1 日から施行する。

附則 2000 年 4 月 1 日一部改定(利用日・時間)

- 附則 2002年4月1日一部改定(校名変更、利用資格、利用日、利用時間、利用上の注意事項、改廃)
2. 聖隷学園浜松衛生短期大学305コンピュータ演習室利用規則は廃止する。
- 附則 2003年9月1日一部改定(目的、利用資格、利用日・時間)
- 附則 2004年4月1日一部改定(目的、利用日・時間)
- 附則 2005年4月1日一部改定(目的、利用日・時間、常勤理事会を執行役員会に変更)
- 附則 2007年4月1日一部改定(看護短期大学部廃止により削除)
- 附則 2016年4月1日一部改定(専門学校開設に伴う改定)
- 附則 2017年10月1日一部改定(事務組織名称の変更に伴う改定)